

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇十五（略） 十六 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第七項 第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一 号に規定する事業として行う役務の提供 十七〇四十九（略）</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇十五（略） 十六 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第六項 第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一 号に規定する事業として行う役務の提供 十七〇四十九（略）</p>